平成２４年（フ）第８１号
鳥取県鳥取市田島561番地２　山部アパート１号、旧住所鳥取県鳥取市秋里882番地
債務者　山本　　泉
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８５号
広島市安佐南区沼田町大字伴6848番地７　谷崎ビル302、住民票上の住所広島市安佐南区古市３丁目４番６―404号
債務者　藤井浩一郎
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４号
広島県尾道市向島町9090番地
債務者　新谷　運吉
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
山口県長門市西深川2749番地１　上川西Ｂ―403
債務者　吉中　治美
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第７７号
愛媛県新居浜市庄内町３丁目６番30号、前住所愛媛県新居浜市西連寺町１丁目２番432号
債務者　伊藤　昌幸
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第７８号
愛媛県新居浜市庄内町３丁目６番30号、前住所愛媛県新居浜市西連寺町１丁目２番432号
債務者　伊藤　真依（旧姓菅）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第５６号
福岡県鞍手郡鞍手町大字古門4107番地１
債務者　濱田　俊彦
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第１８７号
宮崎市大塚町水流5122番地１　鶴アパート205号
債務者　山下　美穂
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５５号
鹿児島県姶良市加治木町錦江町80番地
債務者　山元　哲二
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
鹿児島県出水市明神町1919番地２、前住所鹿児島県出水市米ノ津町13番21号
債務者　石澤　栄二
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
鹿児島県薩摩川内市白和町５番16号、前住所鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名4425番地２
債務者　前園美智子（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
沖縄県那覇市字与儀200番地８　なかやアパート403
債務者　中原あゆみ
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２５３号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目18番10号　グランピアマンション古波蔵101
債務者　島袋　和彦
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２７１号
沖縄県浦添市内間２丁目18番３―202号　内間市営住宅Ｃ棟
債務者　崎濱ツル子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２７２号
沖縄県浦添市城間４丁目26番３号　照屋アパート２Ｆ
債務者　糸数リヨ子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２８１号
沖縄県南城市佐敷字新開１番地315　県営新開団地３―401、住民票上の住所沖縄県中頭郡読谷村字波平892番地　県営波平団地２号棟204号
債務者　呉屋　雄一
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３０２号
沖縄県那覇市西２丁目23番26―209号　ポートキャッスル
債務者　與儀千枝子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部